

(様式第13号)

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同して行うことを目的とする。

- 一 業務委託(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。)
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当該共同企業体は、共同企業体(以下「共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和 年 月 日に成立し、令和 年3月31日までの間は解散することはできない。

- 2 業務を受託することができなかつたときは、共同体は前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地
株式会社
県 市 町 番地
株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、株式会社 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって、入札、見積、契約の締結、業務委託料の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

の 業務 株式会社
の 業務 株式会社

- 2 前項に規定する分担業務の価額については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務も進捗を図り、

委託契約の履行に関し、それぞれの分担業務について、その責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通経費の分担)

第13条 本事業を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務量の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は構成員全員及び発注者の承認を得ない限り脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員はそれぞれの分担業務についてその責に任ずるものとする。

(協定に定めない事項)

第19条 この協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社 外 社は、上記のとおり 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

県 市 町 番地

株式会社 代表取締役

印

県 市 町 番地

株式会社 代表取締役

印